

鳥栖市自動販売機設置事業者募集要項

令和6年4月8日
鳥栖市総務課庶務係

鳥栖市自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み次の事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所		販売品目	台数
1	鳥栖市宿町 1118 番地	鳥栖市役所	1階自動販売機 スペース	食料品	1台
2	鳥栖市宿町 1118 番地	鳥栖市役所	1階自動販売機 スペース	食料品	1台
3	鳥栖市宿町 1118 番地	鳥栖市役所	1階自動販売機 スペース	飲料	1台
4	鳥栖市宿町 1118 番地	鳥栖市役所	2階給湯室	飲料	1台
5	鳥栖市宿町 1118 番地	鳥栖市役所	3階打合せ スペース	飲料	1台

※自動販売機の機種によっては、商品補充やメンテナンスに支障がある場合も考えられますので応募前に設置場所の確認をしてください。

※1～5物件を一括して受注していただきます。

2 応募資格要件

次の物件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、2年以上の実績を有しているものであること
- (3) 法令等に規定する販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員（以下暴力団員という）でないこと
- (5) 暴力団または暴力団体と密接な関係を有する団体でないこと
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用の条件等

ア 使用の内容

設置事業者が、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用を許可（以下「使用許可」という。）するものです。

イ 使用許可期間

使用許可期間は、令和6年5月7日から令和7年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として、引き続き更新することができます。

ウ 使用料

「6.―(9) 設置予定事業者の決定」により、決定された設置予定者が提案した価格（税抜き）に消費税を加算した額をもって年額の使用料とします。1年に満たない使用期間については、1年を365日とする日割り計算により期間中の使用料を求めます。

使用料は鳥栖市の納入通知書により、鳥栖市の指定する期限までに納入して下さい。

エ その他必要経費等

光熱水費（電気料金、水道料金）は、実費負担とし、鳥栖市の指定する期限までに全額納入して下さい。また、その他必要経費等は、各事業者において負担するものとします。

オ 設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとに設置可能範囲を設定していますので、その範囲内に設置できるものとします。

カ 使用許可物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めてください。

キ 使用許可に当たり、市と「災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定」を締結していただきます。

(2) 使用上の制限

ア 使用の条件を遵守し、使用料等を確実に納入して下さい。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、鳥栖市の指示に従ってください。

エ 販売品目は、飲食料品等（乳飲料を含む）とします。また、酒類の販売は行わないでください。

オ 標準小売価格を上回る価格で販売することはできません。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理や在庫管理については、設置事業者が行ってください。
- イ 自動販売機に併設して、原則として1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分してください。また、自動販売機、回収ボックスともに鳥栖市が指定する設置可能範囲内に設置してください。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認したうえで安全に配慮して、設置してください。
- オ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応してください。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所に明記すること。

(4) 使用許可の取り消し及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、または使用許可条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可全部若しくは一部を取り消し、または変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了または使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を鳥栖市に請求することはできません。

4 応募申請書等の提出

(1) 提出期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月12日（金）まで
（受付時間：午前9時から午後5時まで）※土・日曜日、祝祭日除く

(2) 提出場所

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市総務課庶務係
電話 0942-85-3506
FAX 0942-82-1994
メールアドレス soumu@city.tosu.lg.jp

(3) 提出書類

- ア 応募申込書（本市所定様式）
- イ 誓約書（本市所定様式）
- ウ 法人の場合は現在事項証明書、個人の場合は住民票記載事項証明書（写

しも可)。ただし、証明書は提出日前3か月以内に発行されたものに限ります。

エ 設置予定の自販機カタログ

事業概要（パンフレットや会社概要資料でも可）

〔法人〕会社概要、実績等

〔個人〕創業日、事業内容、実績等わかるもの

オ 2－（3）にかかる許認可等の免許証の写し

カ 委任状（本市所定様式）

代表者の委任を受けて応募しようとする場合に提出してください。

（4）提出方法

ア 提出期間内に、申し込みに必要な提出書類を上記4－（2）提出場所に直接持参するか、郵送にて提出してください。

イ 郵送による提出の場合は、申込期限を令和6年4月12日（金）必着とします。

5 質疑書の提出及び回答

（1）募集要項等に対する質問の受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月18日（木）まで

（2）提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記4－（2）提出場所にFAX、メールまたは書面で提出してください。なお、FAXまたはメールで提出された場合は、必ず電話にて総務課に受領の確認をしてください。

（3）回答方法

令和6年4月22日（月）までに、全員にFAX、メールまたは書面により回答いたします。

6 価格提案書の提出

（1）価格提案書の提出期間

応募された事業者は、令和6年4月26日（金）までに価格提案書を提出してください。

（受付時間：午前9時から午後5時まで）※土・日曜日、祝祭日除く

（2）価格提案書の提出及び審査の場所

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市総務課庶務係

電話 0942-85-3506

FAX 0942-82-1994

※封筒の表に「価格提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

価格提案書（本市所定様式）

(4) 価格提案書の提出方法

ア 応募資格者は価格提案書に必要な事項を記入し、押印の上、封筒に封入し、提出してください。（直接持参または郵送してください）

イ 郵送による提出の場合は価格提案書提出期日、令和6年4月26日（金）必着とします。

(5) 提案価格の表示

提案価格は、年額（税抜き）で記入してください。

(6) 価格提案書の書き換え等の禁止

応募資格者は、提出した価格提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

(7) 価格提案書の審査

価格提案書の審査は、価格提案書の提出締切り後、鳥栖市が指定した者（総務課庶務係以外で価格審査に関係のない鳥栖市職員）立会いのもと、審査を行います。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。

イ 応募資格のない者が価格提案したもの。

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。

エ 応募資格者の記名押印がないもの。

オ 本市が定める価格提案書様式を用いないで価格提案したもの。

カ 同一物件に対する価格提案について応募資格者、及びその代理人がそれぞれ価格提案した時は、その双方のもの。

キ 同一物件に対する価格提案について他の応募資格者の代理人を兼ね、又は、2以上の代理人として価格提案した時は、その全部のもの。

ク 提案価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 設置予定事業者の決定に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの。

コ その他設置予定事業者の決定に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上の額で、最高の価格提案を行った者に決定します。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

ア 同額の提案を行った者が2以上あるときは、くじにより設置予定業者を決定します。

イ くじは鳥栖市が指定した者（価格審査にかかわらない鳥栖市職員）が引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 結果の公表等

各使用許可物件について、設置予定事業者を決定したときは、その金額及び設置予定事業者名を、設置予定事業者を決定しないときはその旨を、後日応募申込者にお知らせします。また、ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、または価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可の手続き

設置予定事業者は、行政財産目的外使用許可申請を、令和6年5月2日(木)までに行っていただきます。詳細はその時点でお知らせします。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取消します。設置予定業者の決定を取り消した場合は、取り消された提案事業者の次に高い価格提案を行った事業者を設置予定事業者とします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

9 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者または応募申込者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しません。
- (3) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、鳥栖市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによります。

10 募集に関する問い合わせ先

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市総務課庶務係

電話 0942-85-3506

FAX 0942-82-1994

メールアドレス soumu@city.tosu.lg.jp